

○大隅肝属広域事務組合不動産価額評定委員会規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第15号

肝属地区一般廃棄物処理組合不動産価額評定委員会規程（平成16年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第1号）の全部を改正する。

（不動産価額評定委員会の設置）

第1条 本組合における不動産の売買代金、交換差金、使用料及び賃貸借料の額の適正を期するため、不動産価額評定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の職務）

第2条 委員会は、本組合における不動産の取得、処分、交換、使用の許可、貸し付け及び借り受けを行う場合に当該不動産の適正な価額の評定を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 副管理者

(2) 大隅肝属広域事務組合同規約（平成21年3月2日指令市町村第88号）第3条の共同処理に関する事務を行う組合を組織する市町の主管課長

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は、副管理者をもって充てる。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要がある場合に委員長が招集する。

2 会議は、委員会の委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 委員長は、委員会の審議事項が緊急を要し、かつ、軽易であると認めるときは、持ち回り会議に付し、これを決することができる。

5 委員長は、委員会の審議事項が次の各号のいずれかに該当するときは委員会の審議を省略することができる。

(1) 国又は地方公共団体及び不動産鑑定士により評価され、かつ、適正な価格と認められるとき。

(2) 貸付料の額が鹿屋市財産規則（平成18年鹿屋市規則第62号）第30条本文の規定により決定されるとき。

(3) 競争に付して売払いをする場合で適正な価格で処分できると認められるとき。

(関係職員の意見)

第6条 事務局の職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会の評定手続)

第7条 委員会の評定に付すべき事項があるときは、評価調書その他審議に必要な資料を委員長へ提出しなければならない。

(報告)

第8条 委員長は、委員会が評定事項について決定したときは、遅滞なく当該事項を管理者へ報告しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局において行う。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。